

米子市自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭の父、母が、仕事に就くため技能や資格を取得するため講座を受講し、修了した場合にその費用の一部を支給する制度です。

【対象となる方】

米子市内に在住し20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の父、母で、次の要件のすべてに該当する方。

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準である人。
- ②教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められること。
- ③過去に本事業による教育訓練給付金を受給していない人。



【給付を受けるには】

講座を申込される前に、事前相談が必要です。
支給要件や手続きについて説明します。

【対象講座】

- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座
- ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座

- ※ 必ず、受講開始前にご相談ください。
- ※ ②と③は、専門資格の取得を目的とする講座が対象です。
- ※ 「教育訓練給付金指定講座」で検索すると指定講座の確認ができます。

【支給額】

入学料及び受講料の6割相当額

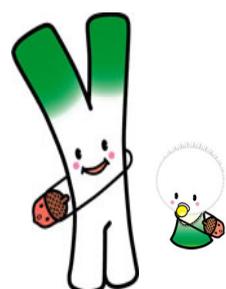
①と②の指定講座 上限20万円

③の指定講座 上限最大160万円 (修業年数(最大4年)×40万円)

- ※ 支給額が12,000円を超えない場合は支給されません。
- ※ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額になります。

【注意事項】

- ・途中で講座をやめた場合は支給対象になりません。
- ・支給要件に該当しなくなった場合は対象になりません。



問い合わせ先
米子市 こども総本部 こども支援課
電話 0859-23-5135



仕事に役立つ資格を
とりたい